

---

# 神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針

---

～ 第二版 ～

令和4年11月  
神戸市



## 《目 次》

I 指針の目的	1
II 指針の前提条件	2
1 南海トラフ地震って何？ 津波は襲ってくるのか？	2
(1) 南海トラフ地震とは	2
(2) 想定される南海トラフ地震・津波	3
(3) 防災・減災対策の考え方	5
2 本指針は、来街者の多い神戸市都心部が対象です	6
(1) 指針の対象エリア	6
3 レベル2の地震と津波がおこると、街はどのような状態になるか？	10
(1) 地震発災後の時系列にみる被災状況（被災シナリオ）	10
(2) 神戸市都心部における津波浸水想定	11
(3) 避難対象者数	13
III 都心部における津波避難行動・誘導の基本的考え方	14
安全な避難には市民・事業者・行政の相互の協力が必要です	14
(1) 行動原理	14
(2) 役割分担の基本的な考え方	14
(3) 避難の基本的な考え方	16
(4) 都心部の特性を踏まえた避難の考え方	16
(5) 都心部における津波避難行動に関する自己決定の基本的な流れ	17
津波避難行動・誘導の概要	18
1 初動対応	19
2 地震・津波に関する情報の収集、伝達	20
(1) 情報収集する内容	20
(2) 津波に関する情報の入手先	20
3 都心部各エリアにおける避難のあり方と避難誘導	22
三宮、元町、神戸の3地区を比較すると浸水想定域の広がり、避難ビルとなり うる丈夫な建物の分布、道路や街区の状況など、地区の様相が多様とな っています。ここでは、地区ごとの避難行動のあり方について、就業者 などの「屋内滞留者」と買物客、観光客などの「屋外滞留者」に分けて 示します。	22
(1) 都心部のエリア別の避難の考え方	22
(2) 避難誘導の必要性の判断	28
4 避難行動要支援者、観光客等の避難対策	31
(1) 避難行動要支援者への対応の基本的な考え方	31

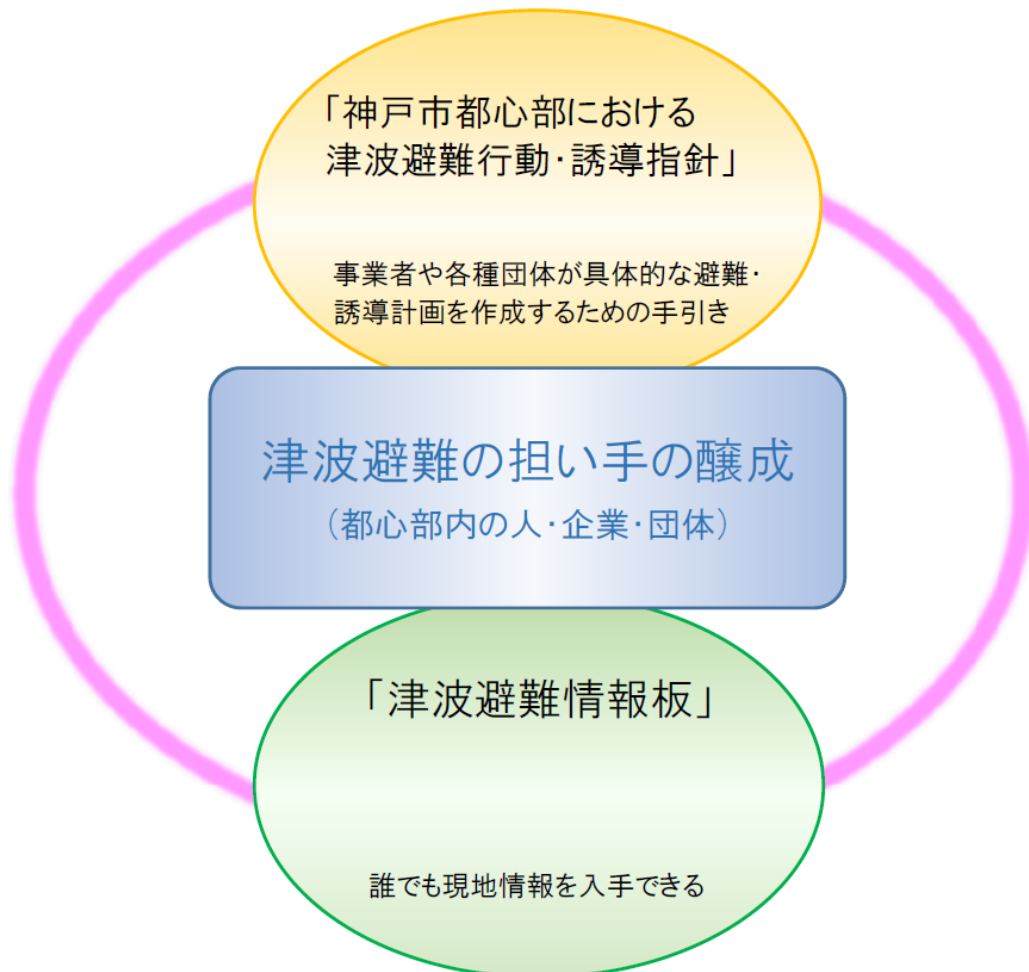
(2) 観光客等遠方居住者への対応の基本的な考え方.....	32
5 津波警報解除後の一時滞在受入れの考え方.....	33
(1) 津波警報等解除後～1日.....	33
(2) 2日以降.....	33
6 地域の住民・事業者等との協働の考え方.....	35
7 定期的な検証と修正.....	36
IV 事業所における津波避難計画作成（例）.....	37
(1) 初動体制.....	37
(2) 避難場所.....	37
(3) 隊長及び各班の任務.....	37
(4) 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）.....	39
V 神戸市の津波避難対策.....	40
1 事前対策.....	40
「津波避難情報板」等の設置.....	40
2 地震・津波発生後の対策.....	41
(1) 災害情報の収集・伝達.....	41
(2) 避難の呼びかけ及び勧告等.....	41
(3) 施設の緊急点検・巡視.....	41
(4) 一時避難情報の確認.....	41
(5) 災害情報等の収集と提供.....	41
(6) 物資等の調達.....	41
(7) 収容避難所の開設・運営.....	41

# 1 指針の目的

神戸市では、東日本大震災以降、津波による浸水が想定される沿岸部の18地区で地域住民による避難計画づくり「地域津波防災計画の作成支援」を進めてきました。まち歩きやワークショップを重ね、津波防災マップの作成と全戸配布、津波表示板の設置、津波緊急待避所の指定といった取り組みを行っています。

一方、地域住民による取り組みではカバーできない都心部では、観光客など地理に不案内な方も多く、安全で迅速な津波避難行動につながる情報提供・啓発に向けて、鳥瞰図を活用し一目で街の立体感が分かる「津波避難情報板」を整備しました。そこで、買い物や観光でお越しになった方をもてなす皆様に、こうした情報を知っていただき、適切に津波避難の情報提供と避難誘導ができる「担い手」になっていただきたいと考えています。

本指針は、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（H26.2兵庫県）の公表を踏まえ、神戸の都心部における津波避難行動・誘導の基本的考え方を三宮、元町、神戸のエリアごとに整理し、「安全をおもてなしの一つ」としてとらえ、その担い手となっていただく事業者や各種団体の皆様が具体的な避難・誘導計画を作成して頂く上で、踏まえるべき内容を示したものです。



## II 指針の前提条件

### 1 南海トラフ地震って何？ 津波は襲ってくるのか？

#### (1) 南海トラフ地震とは

南海トラフ※を震源とする地震を「南海トラフ地震」と呼びます。南海トラフ地震は、過去、100年～150年の周期で繰り返し発生しており、近い将来の発生が確実視されています。

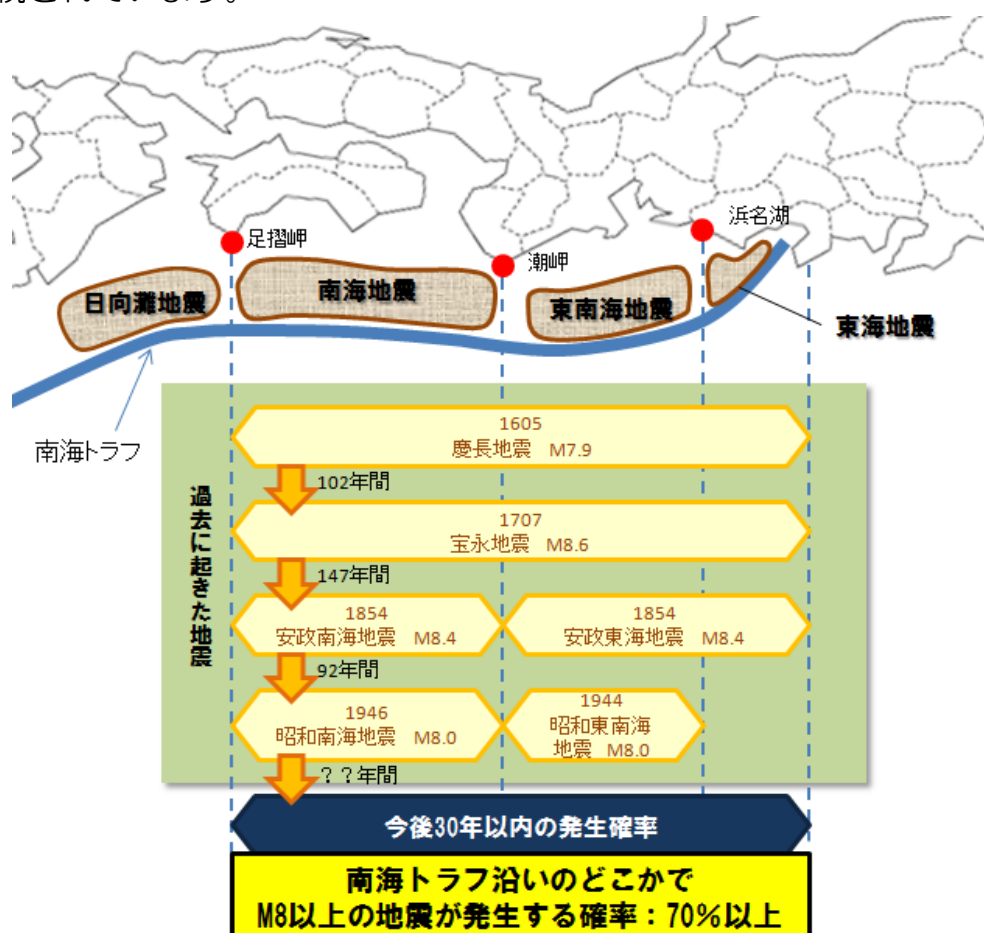


図 1 南海トラフ沿いの地震発生の歴史

※南海トラフとは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域のことです。

阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震は直下型地震で、突き上げるような激しい揺れが起きましたが、南海トラフ地震は、東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震と同じ海溝型地震であり、比較的ゆっくりとした大きな揺れが少なくとも1分間以上は続き、加えて、大きな津波を引き起こします。

## (2) 想定される南海トラフ地震・津波

南海トラフ地震は、これまで何度も繰り返し発生してきた規模の地震（＝レベル1）と、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（＝レベル2）の2つが想定されています。

表 1 レベル1とレベル2の地震・津波の比較

項目	レベル1	レベル2
発生頻度	比較的高い (100年に1度程度)	極めて低い (1,000年に一度かそれ以下)
地震規模	過去に発生してきた M8クラス	あらゆる可能性を考慮した M9クラス
想定被害	大きな被害をもたらす	甚大な被害をもたらす

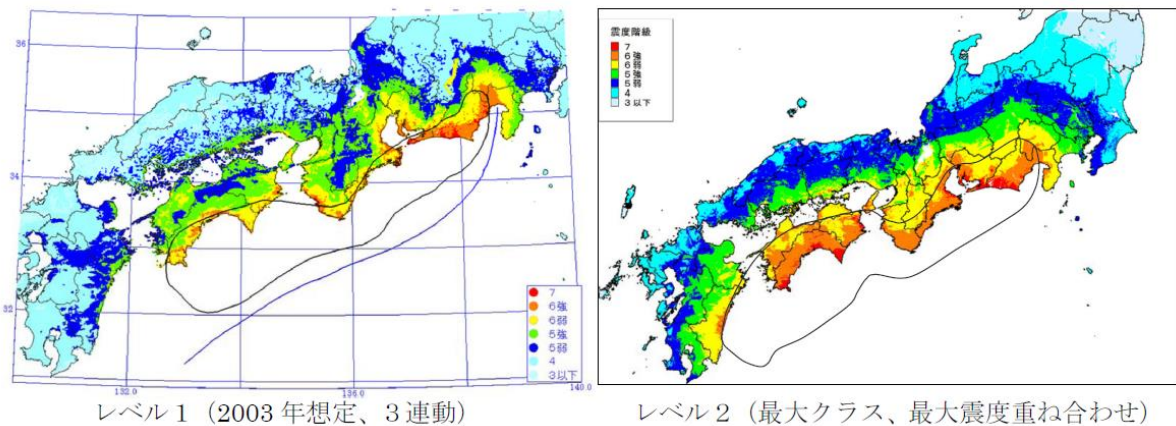


図 2 レベル1及びレベル2の推定震度分布・震源域の比較（内閣府資料）

### [地震]

レベル1：市内全域で震度5弱以上の揺れ。東灘区、垂水区・西区の一部で震度6弱。中央区は震度5強。

レベル2：市内沿岸部を中心に震度6弱の揺れ。垂水区・西区の一部で震度6強。中央区は震度6弱

特に三宮、元町、神戸の都心部では、長周期地震動により、超高層・高層ビルでは、長時間大きなゆれが続く可能性もある。また、エレベーターでは閉じ込めの発生も想定される。

### [津波]

レベル1：東灘区、兵庫区、長田区の一部の地域が浸水。

レベル2：東灘区から須磨区の沿岸が広く浸水。特に三宮、元町、神戸の都心部が新たに浸水。

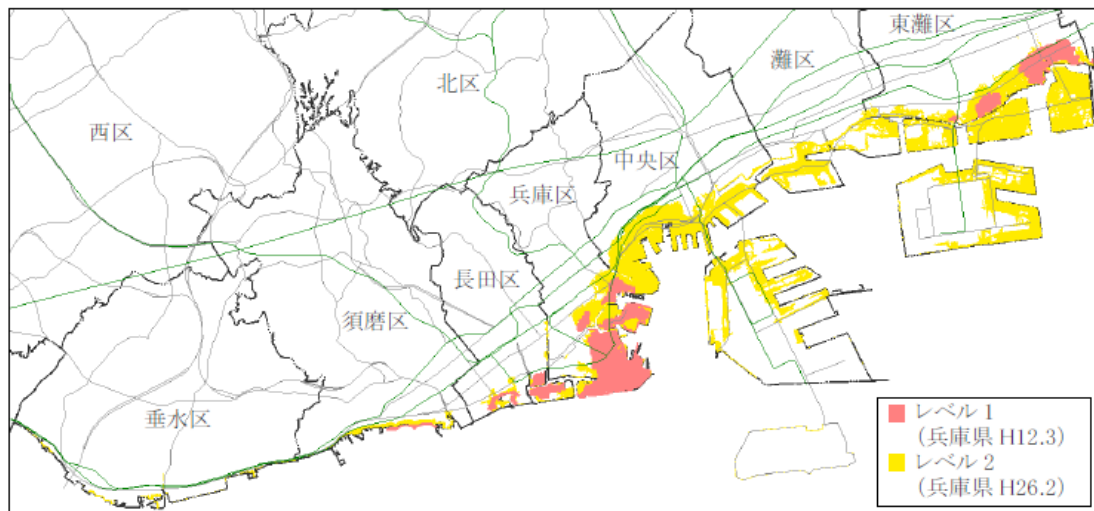


図 3 レベル1、レベル2の津波浸水想定区域の比較（神戸市資料）

<注>

- レベル1の地震による津波の浸水想定：  
平成12年に3月に兵庫県が公表した「兵庫県津波被害想定調査（M8.4）」による
- レベル2の地震による津波の浸水想定：  
平成26年2月に兵庫県が公表した「南海トラフ巨大地震・津波（M9.0）の被害想定結果」による



---

### (3) 防災・減災対策の考え方

想定される2つのレベルに対して、以下の考え方に基づき、防災・減災対策に取り組んでいきます。

#### ① 「レベル1」の津波に対しては、被害を防いでいきます（被害抑止策）

レベル1の津波では、神戸市内の最大津波水位は2.5mと想定されており、あらかじめ対策を行うことで、津波による被害は防ぐことができるものと考えます。

神戸市では、人命の保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、防潮堤の整備や防潮堤の閉鎖体制を確立し、できる限り被害を抑止する津波対策を推進します。

#### ② 「レベル2」の津波に対しては、被害を少なくしていきます（被害軽減策）

レベル2の津波では、神戸市内の最大津波水位は3.9mと想定されており、都心部において広範囲の浸水が発生する可能性があります。この最大クラスの津波が発生すると、被害を全て防ぎきることは難しいと考えられます。

神戸市では人命を守ることを最優先とし、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせできるだけ被害を少なくする津波対策を推進していきます。

つまり、津波からの避難計画を作成するにあたってはレベル2の津波浸水想定が前提となります。

## 2 本指針は、来街者の多い神戸市都心部が対象です

### (1) 指針の対象エリア

本指針は、三宮・元町・神戸駅周辺の神戸市都市部を対策の検討対象エリアとします。ここは、オフィスや大規模商業施設、観光施設が集まり、昼間に外部からの来街者が多い地域です。

おおむね、東は国道2号（ポートルライナー）、西は国道428号のJRより南の範囲となります。

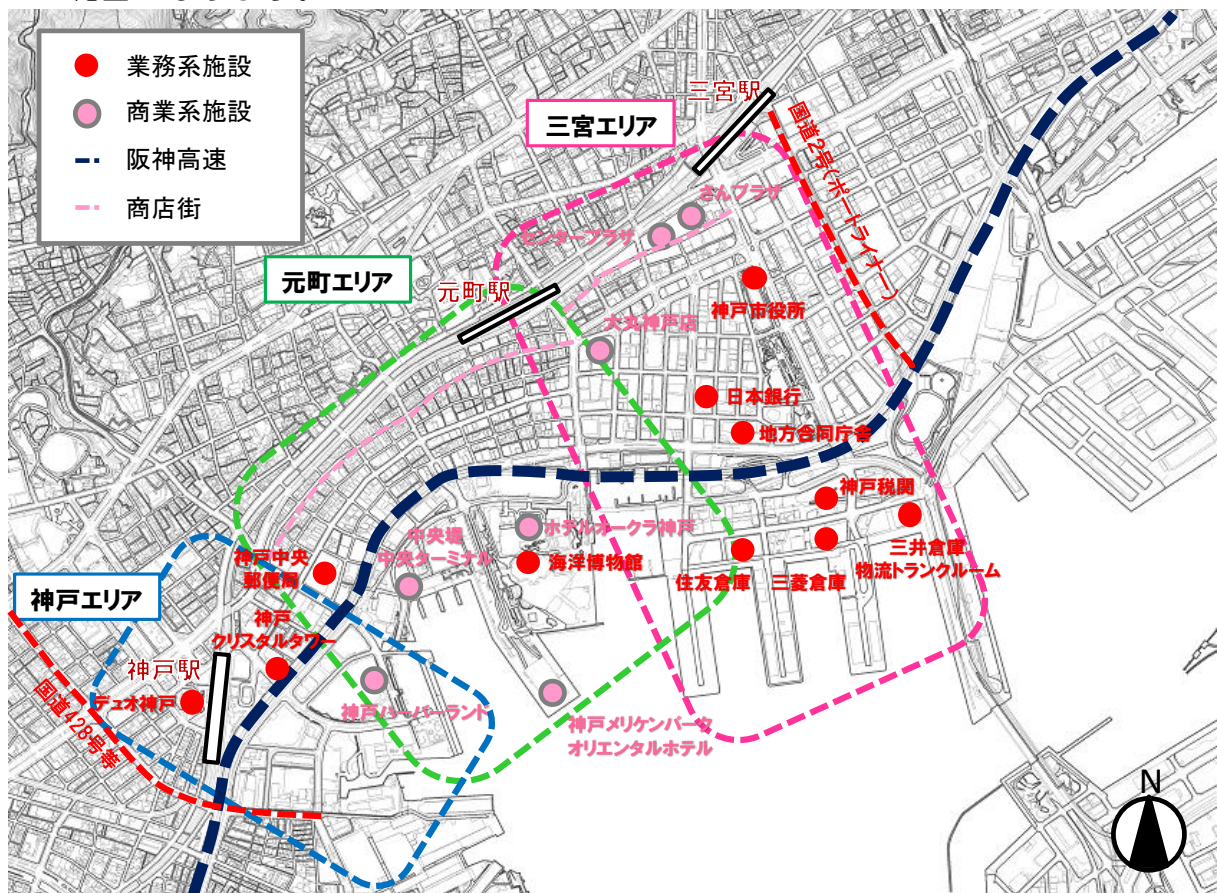


図 4 神戸市都心部と主要施設

この神戸市都心部を、三宮エリア、元町エリア、神戸エリアの3つに分け、それぞれの地域特性を次ページ以降にまとめます。

## ① 三宮エリア

### 三宮駅周辺

商業系施設が多く、買い物等の来街者がとても多い地域です。

### 旧居留地周辺

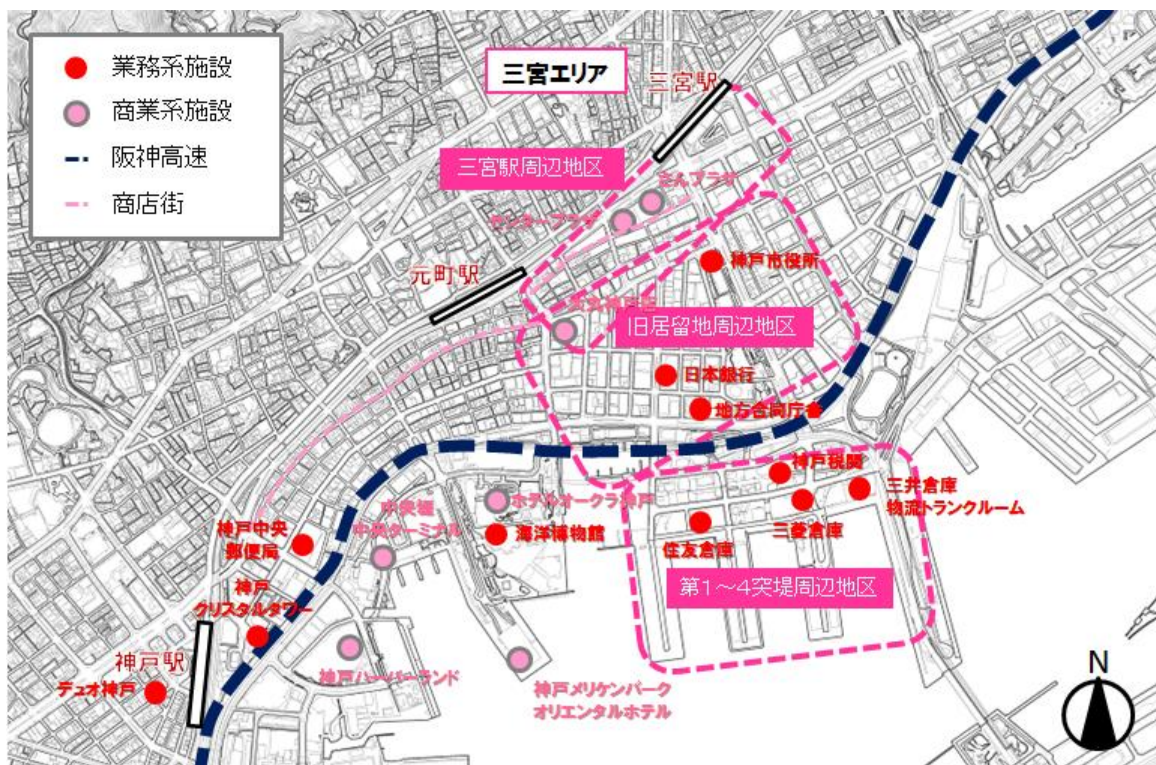
業務系の施設が多く、就業者の多い地域です。

### 第1～4突堤周辺

業務系の施設が中心ですが、フェリー乗り場もあり、来街者も多く見られます。

表 2 三宮エリアの特性

	三宮駅周辺地区	旧居留地周辺地区	第1～4突堤周辺地区
滞在者属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業系施設が主体、買い物等の来街者が主に滞在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務系施設が主体、就業者が主に滞在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務系施設が主体、就業者が主に滞在</li> <li>フェリー乗り場あり</li> </ul>
建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>5階以上、耐震性を有する施設が主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5階以上、耐震性を有する施設が主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5階未満、物流倉庫が主体</li> <li>業務施設は5階以上、耐震性を有する</li> </ul>
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>8m未満と8m以上道路が混在</li> <li>地区中央に歩行者専用道路(三宮センター街あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8m以上道路が主体の道路網</li> <li>地下駐車場等の浸水が懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8m以上道路が主体の道路網</li> </ul>



## ② 元町エリア

### メリケンパーク周辺

買物客や観光客等の来街者が多く、高層ホテルも立地しています。

### 海岸通周辺

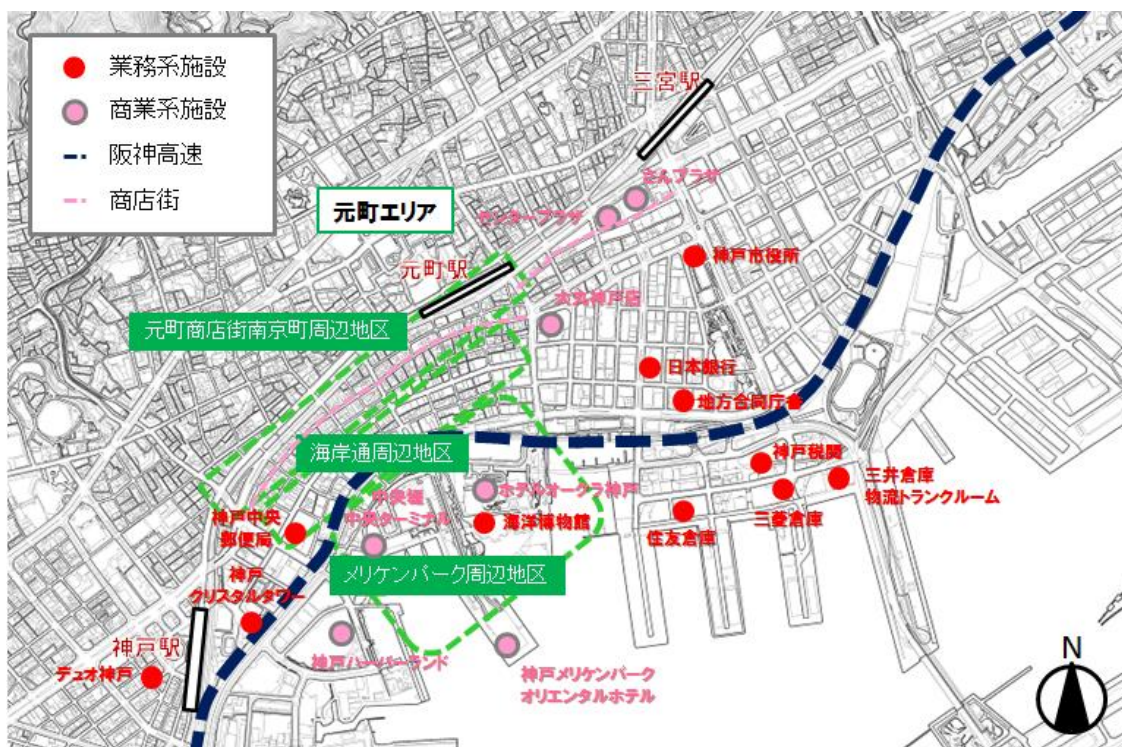
業務系中心ですが、買物客の来街者もあります。

### 元町商店街南京町周辺

買い物等の来街者が中心です。木造低層建物が多いという特性を持ちます。

表 3 元町エリアの特性

	メリケンパーク周辺地区	海岸通周辺地区	元町商店街南京町周辺地区
建物構造	・港湾旅客施設、ホテル等の大型集客施設が主体(耐震性)	・5階未満、5階以上の耐震性施設が混在	・商店街沿いに、5階未満、木造施設が多く分布
都市構造	・8m以上道路が主体の道路網	・8m未満と8m以上道路の混在による道路網	・8m未満と8m以上道路の混在による道路網
滞在者属性	・商業系施設が主体、買い物、観光等の来街者が主に滞在	・業務系施設が主体、就業者が主に滞在、乙仲通は買い物等の来街者あり	・商業系施設が主体、買い物等の来街者が主に滞在



### ③ 神戸エリア

#### ハーバーランド周辺

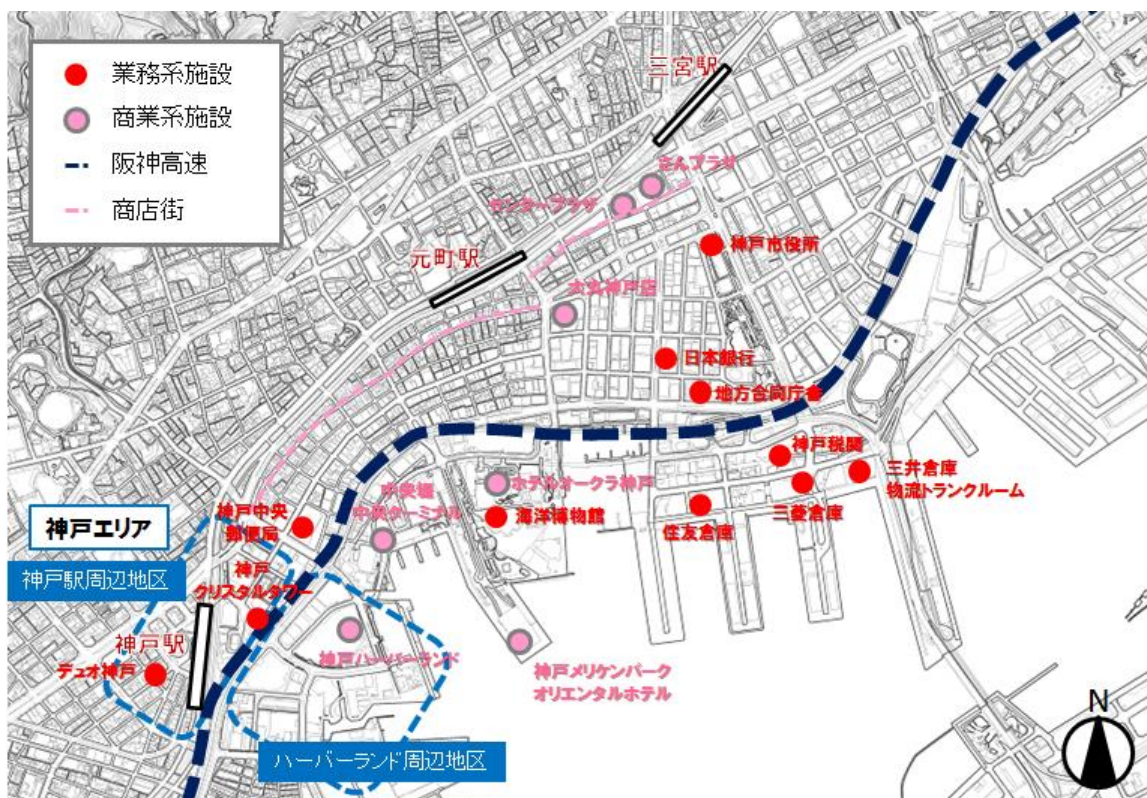
5階以上の耐震性を有する商業施設・業務ビルが中心で、多くの買物客、観光客が訪れています。国道2号を横断することができる箇所が、地下通路とデッキ3箇所限定されています。

#### 神戸駅周辺

神戸駅周辺地区は住宅、業務系施設が混在しており、地下街が存在します。津波浸水深はそれほど大きくありませんが、地下街が浸水する想定となっています。

表 4 神戸エリアの特性

	ハーバーランド周辺地区	神戸駅周辺地区
建物構造	・5階以上、耐震性を有する施設が主体	・5階未満、5階以上の耐震性を有する施設が混在
都市構造	・8m以上道路が主体の道路網 ・国道2号の横断は地下通路とデッキ(3箇所)	・8m未満と8m以上道路の混在による道路網 ・地下街、地下通路の浸水が想定
滞在者属性	・商業系施設が主体、買い物、観光等の来街者が主に滞在	・住宅、業務系施設が混在、駅利用者や買い物、就業者が滞在



### 3 レベル2の地震と津波がおこると、街はどのような状態になるか？

#### (1) 地震発災後の時系列にみる被災状況（被災シナリオ）

対象地区を含む中央区の地震発生～津波来襲～4日後までの被災シナリオは、表5を想定しています。

表5 被災シナリオ

	発災直後～3分	3分～15分	15分～津波到達（約91分）	津波到達～津波警報等解除(5、6時間)	津波警報等解除～1日	2日～4日	…
地震動	沿岸部及び六甲山麓周辺域で震度6弱の揺れ。	長時間の揺れの継続、長周期の揺れを観測。		震度4～5強の余震が継続	→	余震継続	
津波	約3分後：大津波警報発令。	約15分後：津波警報更新報発表。		約90分後に津波が到達。三宮より西側のJR線より海側で広く浸水し、繰り返し津波来襲。	津波警報の解除 長期浸水が一部発生。	→	
建築物	耐震性の低い木造住宅を中心に全壊・半壊が発生。	長周期地震動により高層建物に被害の可能性。高層ビルの窓ガラス落下等による被害。 六甲山麓の急傾斜地で一部土砂災害の可能性。		津波により沿岸部の浸水域で床上・床下浸水、あるいは一部流出発生。 デュオこうべなど地下街の一部で浸水発生。	余震に伴い、建物被害が拡大		
ライフライン	電気・通信はほぼ9割停止。	全域で断水。	携帯電話はほとんど通じない。	→	→	→	→
交通機関	公共交通機関は全て停止。	停電により信号機が機能せずに混乱が発生。	沿岸部は津波・液状化の影響により、道路不通区間多数発生。	阪神高速は点検のため一端封鎖となるが、徐々に緊急車両が通行。 浸水による通行不能で大渋滞が起こり、緊急車両の東西への通行に支障が発生。	避難所等に特設公衆電話や移動中継局が配備され出す。 浸水影響のなかった鉄道が徐々に運転再開。 阪神高速の出入り口周辺で緊急車両の渋滞が発生。	→	道路啓開により、不通区間減少
被害の様相	揺れによる建物被害は軽微。 走行中の自動車が一斉に停車し大渋滞が発生。 破損したガラス片や看板等の一部が落下。 商品やOA機器、家具等が落下、転倒。	エレベーターが緊急停止し、一部閉じ込めが発生。 高層ビルの上階では長時間の揺れが続き負傷者発生。 電話、インターネットがつながりにくくなる。	火災が一部で発生するが延焼拡大の怖れはない。 国道2号等幹線道路の横断に支障が生じる。	沿岸部が浸水する 浸水域ではがれき等が漂流・堆積する。 自動車等から漏れたガソリンで火災の危険性が高まる。	食料、水、毛布等の物資が不足するとともに、配布方法等の作業が困難となる。 企業はBCP分野等により、事業継続・再開に向けた作業開始。		
人の動き	自己危険回避行動。 津波避難勧告発令	水平避難又は垂直避難の開始。	緊急避難場所（津波）や公園等に避難者が集まる 慌てた避難者による混乱の発生懸念。	市が開設する避難所、帰宅困難者用一時滞在施設へ移動、待機。 公共交通機関不通のため、近隣居住者以外は帰宅困難。	交通機関の運転再開にあわせて、徐々に帰宅開始。	遠距離居住者は引きつづき一時滞在施設で待機。	

## (2) 神戸市都心部における津波浸水想定

### ① レベル1

レベル1の地震による津波は、東灘区、兵庫区、長田区の一部の海岸部への浸水が想定されています。神戸市都心部では海岸通りの沿岸部で一部浸水が想定されています。

### ② レベル2

レベル2の地震による津波は、東灘区から垂水区まで広い範囲の浸水が想定されています。このうち、都心部での最大津波水位は3.9mであり、1.0m以上の浸水深域は三宮エリアから神戸エリアまで広範囲に亘っています。また、0.3m以上の浸水深域は概ねJR鉄道線路まで及んでいます。

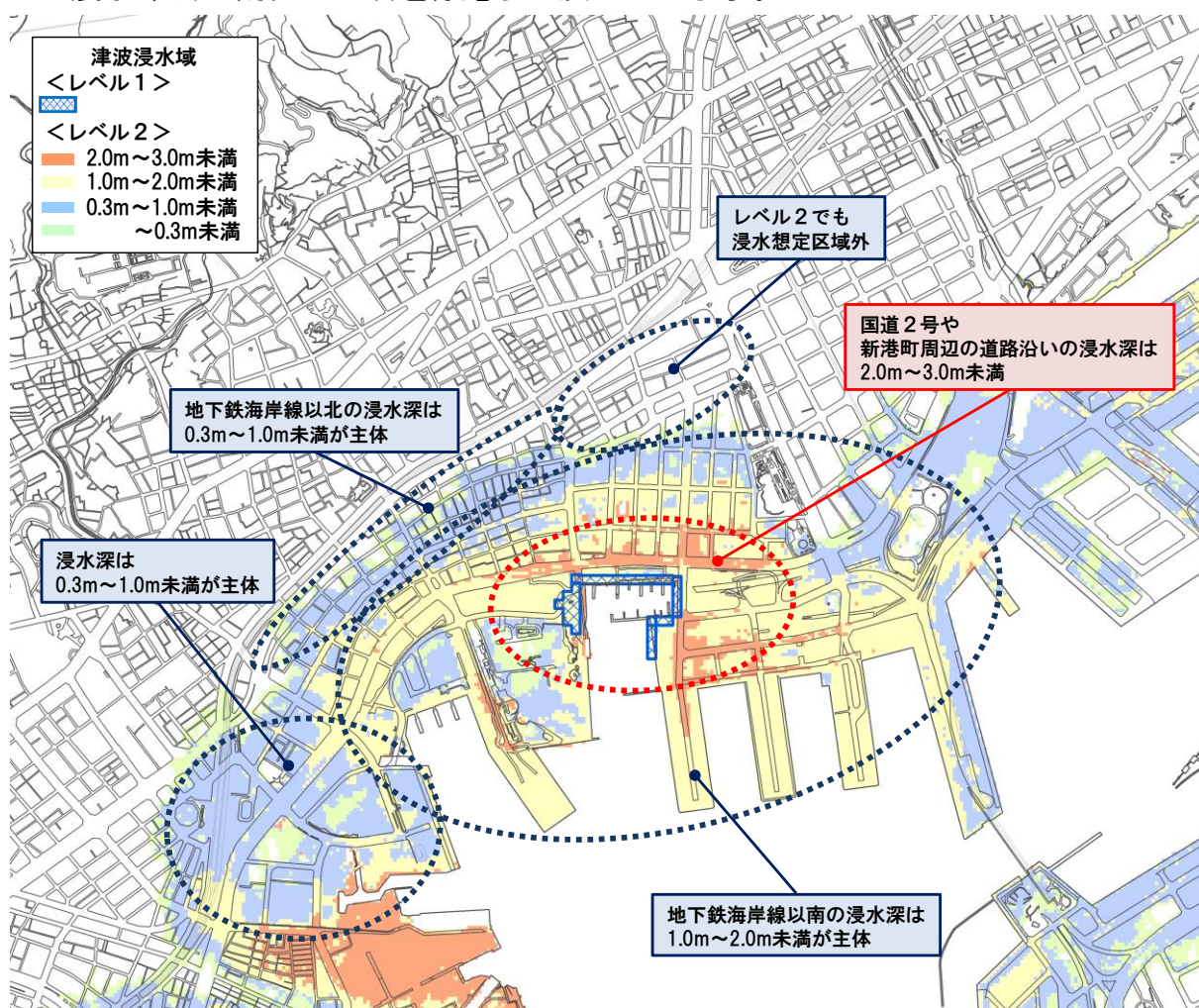
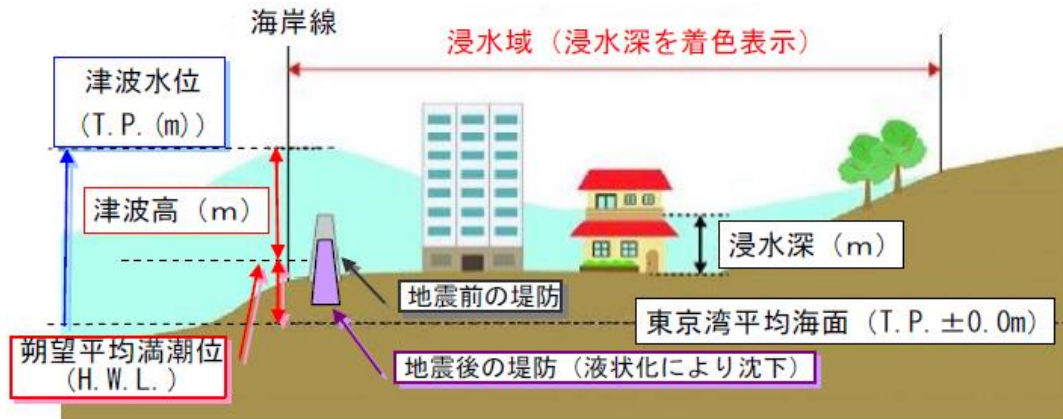


図5 神戸市都心部の津波浸水域

## ◇ 「津波水位」と「浸水深」の違いについて

津波水位：津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さ（標高（標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示）で表示

浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



資料：「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について（解説）」兵庫県

図 6 津波水位と浸水深の違い



### (3) 避難対象者数

レベル2の場合の神戸市都心部における津波浸水地域の対象人口を推計しました。

対象となる人は、通勤・通学者、買物客などの来街者などになります。

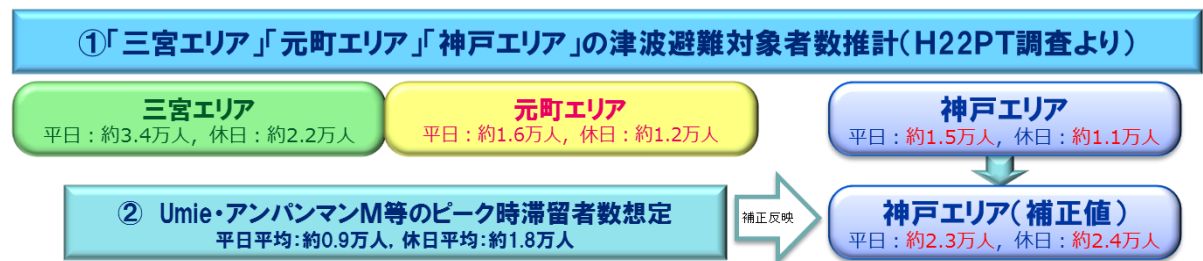
推計結果は、

三宮エリアで、平日約3.4万人、休日約2.2万人

元町エリアで、平日約1.6万人、休日約1.2万人

神戸エリアで、平日約2.3万人、休日約2.4万人

となりました。



#### 《推計の考え方》

- ①過年度検討データでの町丁目別滞留者数推計結果から、「三宮エリア」「元町エリア」「神戸エリア」での津波避難対象者数として推計
- ②「神戸エリア」については、Umie及びアンパンマンミュージアム等の来場者数を元に補正

図 7 3エリアの対象人口の推計

### Ⅲ 都心部における津波避難行動・誘導の基本的考え方

都心部である三宮、元町、神戸の3エリアにおける津波避難行動・誘導の基本的な考え方について、主要項目別に整理します。

安全な避難には市民・事業者・行政の相互の協力が必要です

#### (1) 行動原理

大規模な地震や津波が発生した場合の基本的な行動原理は、次のとおりです。

『落ち着いて、高いところへ』

- ☆まず、揺れから身を守る
- ☆少なくとも1分間以上揺れが続いたら、津波が来ることを予想して情報収集を行う
- ☆あわてない、むやみに移動しない
- ☆津波到達時間（発災から91分）までに高いところ（地盤の高いところ又は丈夫なビルの上階）へ避難し、津波警報が解除されるまで待つ
- ☆事業者は従業員の安否を確認するとともに、来街者の安全確保、適切な避難誘導を行う

#### (2) 役割分担の基本的な考え方

##### ① 市民、来街者

対象エリアに住む市民や来街者は、自らの命を守ることを最優先とした自助が基本となります。

地震・津波災害が発生したときは、地域や施設管理者等からの情報提供や誘導指示をもとに落ち着いて避難しましょう。

表 6 市民、来街者の役割

- 災害発生直後は自らで安全確保
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援
- 避難はパニックにならずに安全に実施
- デマなどに惑わされず、確実な情報を収集し適切に行動
- 公的機関や施設管理者の避難誘導にしたがって行動
- 避難は徒歩で高いところへ（地盤の高い北への避難か丈夫なビルへの避難）

## ② 事業者

いざというとき、各地域や施設における安全対策や避難誘導の中心は、事業者です。事業者は、従業員やお客様等の安全確保に加え、積極的に地域住民の安全確保や業務の早期再開に努めましょう。

表 7 事業者の役割

- 従業員、来街者、お客様の安全確保
- 施設、建物の安全確認
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援
- 従業員、来街者、お客様の避難誘導、必要に応じて避難場所の確保
- 市役所等関係者への状況連絡
- 地震情報、周辺の状況、行政の対応状況等の必要な情報収集・整理・伝達
- 業務の早期再開

## ③ 行政（神戸市）

行政は、地震・津波災害が発生したときは、初期段階では可能な限り市域の被害情報や災害情報、公共交通機関の状況、復旧状況等の情報を収集・整理し、適切な避難が実施又は誘導できるようにするための情報を提供します。また、緊急避難場所（津波）や避難所等の必要な施設を開設し、津波からの避難者を受け入れる体制を構築します。

表 8 神戸市の役割

- 地震等の災害情報の収集・整理
- 市域や市外の被害状況の収集・整理
- 公共交通機関の状況、復旧見込み等の情報の収集・整理
- 避難の必要性や避難所、避難ルート等の情報整理
- 整理情報を多様な手段により情報提供
- 緊急避難場所（津波）、避難所、一時滞在施設等の開設と避難者等の受け入れ

### (3) 避難の基本的な考え方

津波からの避難の方法としては2つの考え方があります。

表 9 津波避難の2つの方法

避難方法	避難の考え方	留意点
水平避難	津波浸水想定地域の外に位置する施設や場所への避難	避難先は、公園・広場、学校のグラウンドなどの緊急津波待避所（津波）等となります。
垂直避難	避難時間に余裕がない場合や水平避難自体が危険を伴う場合などにおいて、浸水想定地域内の高い建物への避難	避難先は、堅牢な高層建物の上階（3階以上）となります。

神戸市全体としては、地震が発生してから津波が来襲するまで80分以上の時間がありますので、津波浸水想定地域外の避難所や公園等への水平避難が基本となります。

### (4) 都心部の特性を踏まえた避難の考え方

一方、都心部では、下記のような特性があり、十分な階高がある堅牢な建物であれば、垂直避難も有効な選択肢となります。

建物の特性	①耐震化されている鉄筋コンクリートの構造物などの堅牢な建物が多い ②大規模な商業施設などでは、多くの来街者が滞留している ③高層ビルでは、エレベーターが停止により昇降に支障が生じるなど、迅速な避難移動が困難である
避難経路の特性	①昼間人口が多く、避難者が集中し、雑踏事故等の恐れがある ②幹線道路の横断に支障が生じる恐れがある ③観光客など、地理に不案内な方への避難経路の案内が困難である
避難場所の特性	①避難のための十分な面積が確保された屋外空間が少ない ②避難場所周辺の安全性の確保が困難である

水平避難か垂直避難かについては、行政等からの情報を参考に各自や各施設管理者の状況に応じ、自己決定して頂くことが必要です。なお、事業者については、業務早期再開のための体制の確保等、事業継続の観点も考慮して頂くことが必要です。

日ごろから、突発的な災害が発生したときに備え、自己決定力を向上しておき、津波が到達する場合にも迅速に自ら行動できるようにしていただくことが望まれます。

## (5) 都心部における津波避難行動に関する自己決定の基本的な流れ

大規模な地震が発生し、神戸市に津波が到達する可能性がある場合の津波避難行動の流れは、津波警報や避難勧告等をふまえ、自己判断で避難行動を開始してください。

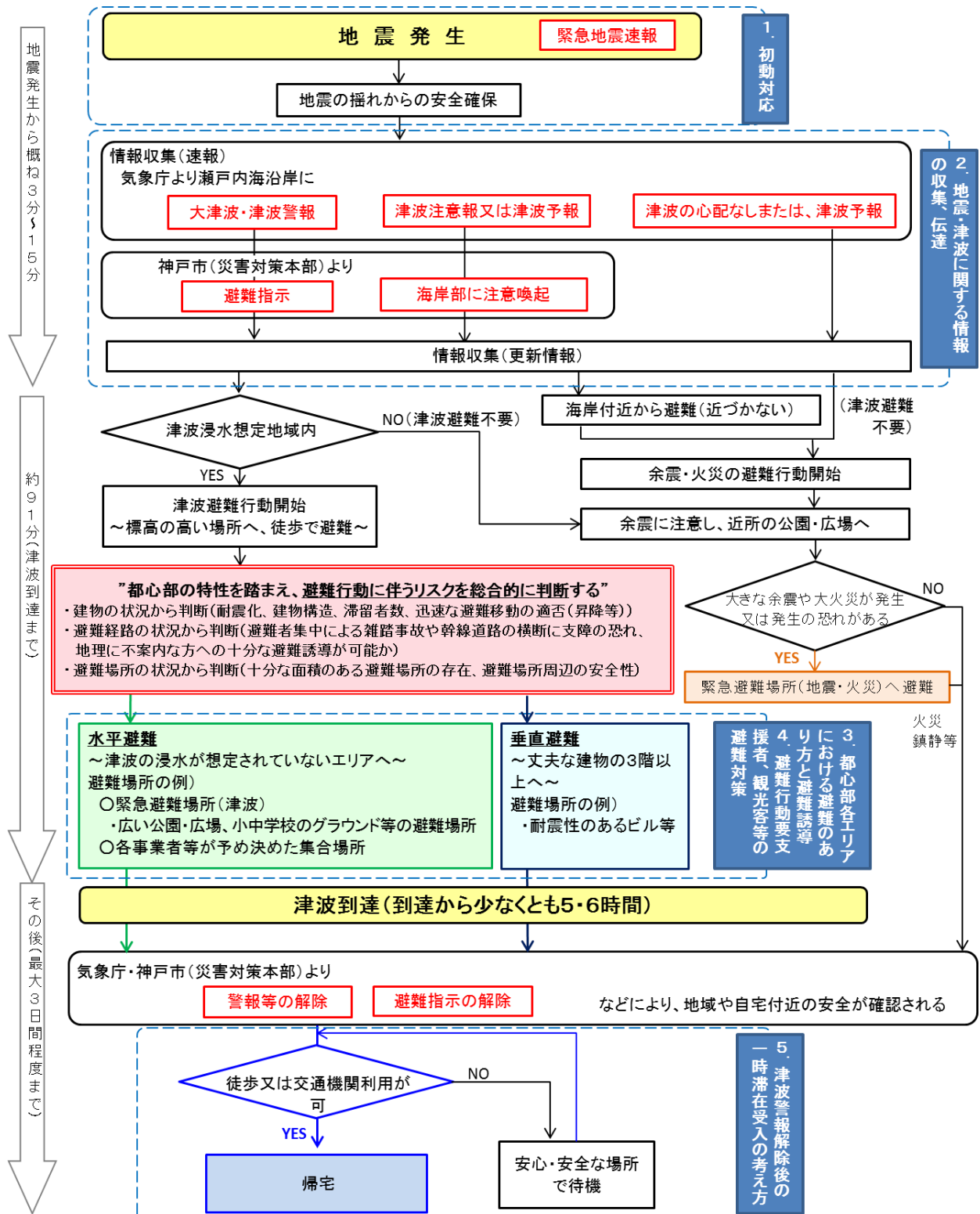


図 8 都心部における津波避難行動の自己決定の流れと本指針の関係

# 津波避難行動・誘導の概要

レベル2の地震が発生したときに、神戸市都心部の広い範囲で津波が浸水することが想定されています。  
 前述の役割分担をもとに、地域や施設における津波避難誘導の中心となる事業者の役割を、指針としてとりまとめます。

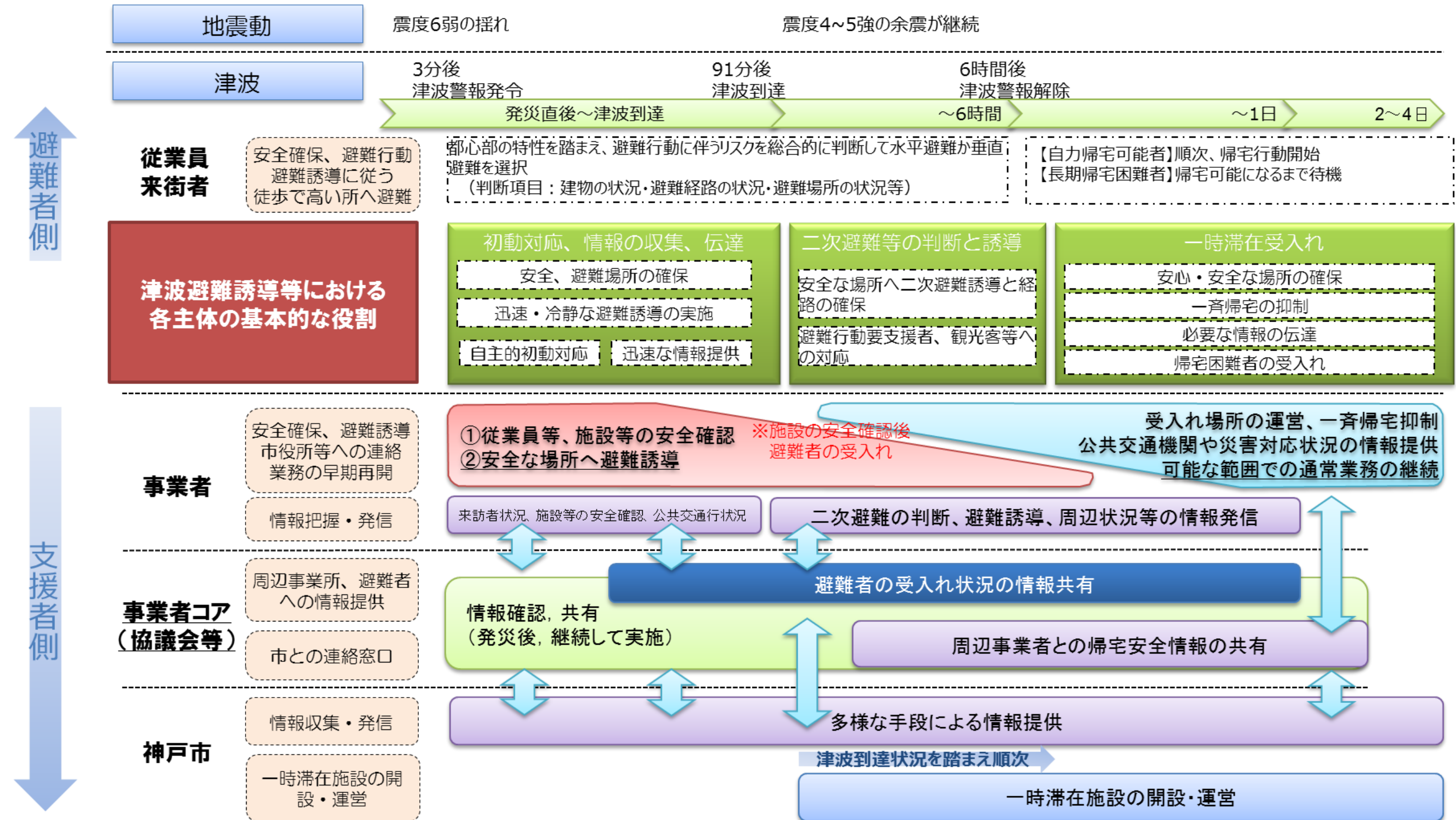


図 9 津波避難行動・誘導の時系列フロー

## 1 初動対応

大規模地震の発生時には、速やかに事業所内外の従業員、来街者、お客様の避難誘導・安否確認、自主防災組織の組成、建物・施設の安全確認等を行い、その状況を集約し、必要な措置をとってください。

項目	主な行動
初動体制	○緊急地震速報、津波警報等の情報を収集する ○関係事業者、関係機関との連絡手段を確保する ○消防計画に基づき、自主防災組織を組成する
建物・施設の安全確認	○地震情報等や建物全体の被害情報を収集し、被害の内容、程度に応じた対応優先順位を決定する
避難誘導 安否確認	○地震情報等や建物全体の被害情報をもとに、避難誘導の必要性を判断し、必要な避難誘導を行う ○あわせて従業員の安否確認を行う ○建物損壊等による閉じ込め、落下物や転倒物等による被災者に対する救出救護活動を行う
二次避難等の判断	○建物被害状況、各階の被害状況、周辺地域の被害や火災発生状況等から、全館一斉避難、全館逐次避難、通常階避難等の二次避難誘導の判断・実施を行う。（図 10 避難判断基準等を参照） ○津波避難については、後述を参照する。
応急対応	○以下、消防計画に定められた対応策を実施する

## 2 地震・津波に関する情報の収集、伝達

### (1) 情報収集する内容

津波が想定される地震が発生した場合、津波警報や大津波警報が発表されます。発表された場合、神戸市内の沿岸部に避難指示を発表します。

また、津波注意報が発表された場合も、海辺や河口付近から離れる必要があります。

表 10 避難区分と津波情報の関係

避難区分等 (市が発表)	警報等 (気象庁が発表)
避難指示	大津波警報（特別警報）、津波警報
海岸部に注意喚起	津波注意報
津波避難不要	津波の心配なし又は津波予報

### 留意点

津波警報等は地震発生から2～3分で第1報が発表されます。しかし、地震等に関する分析が進むことにより、情報も更新され続報が複数回発表されます。このため、第1報で津波警報等が発表されていなくても、続報で警報対象地域として追加される可能性があります。

### (2) 津波に関する情報の入手先

津波に関する入手先、入手方法は、下記のとおりです。

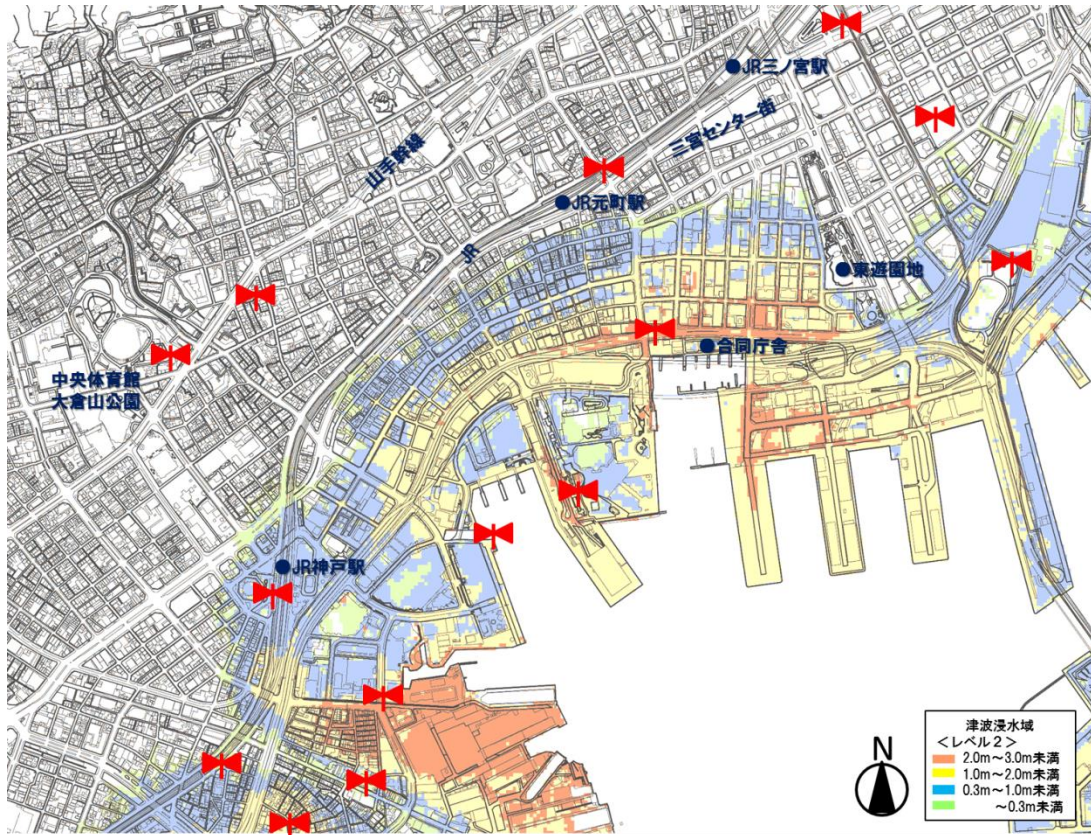
表 11 情報入手先

情報の種類	発信元	入手方法
津波警報、大津波警報	気象庁	テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット
避難勧告、避難指示	神戸市	テレビ、ひょうご防災ネット、緊急速報メール、インターネット、防災行政無線、消防車両、広報車



## 防災行政無線設置場所

防災行政無線の設置場所は下図の通りです。



### 3 都心部各エリアにおける避難のあり方と避難誘導

三宮、元町、神戸の3地区を比較すると浸水想定域の広がり、避難ビルとなりうる丈夫な建物の分布、道路や街区の状況など、地区の様相が多様となっています。ここでは、地区ごとの避難行動のあり方について、就業者などの「屋内滞留者」と買物客、観光客などの「屋外滞留者」に分けて示します。

#### (1) 都心部のエリア別の避難の考え方

##### ① 三宮エリア

##### 1) 屋外滞留者（買物客、観光客など）

###### 【三宮駅周辺（浸水想定地域外）】

三宮駅周辺には、一時的な滞在場所（三宮センター街）があります。施設の安全性を確認のうえ、来街者の「待避」や「避難者の一時的な受入れ」について協力をお願いします。

三宮センター街以外の周辺の事業者の方についても、同様に「待避」や「避難者の一時的な受入れ」について協力をお願いします。

###### 【旧居留地地区】

旧居留地連絡協議会において、一時滞在場所の提供など来街者支援のための防災計画を自主的に策定されています。周辺の事業者の方も、「待避」や「避難者の一時的な受入れ」について協力をお願いします。

##### 2) 屋内滞留者（就業者など）

###### 【三宮駅周辺、旧居留地地区】

就業者などの屋内滞留者の方は、建物が安全性を確認の上、建物の中で一時滞在することが基本になります。また、業務については、安全性が確認できれば速やかな業務再開・継続をお願いします。

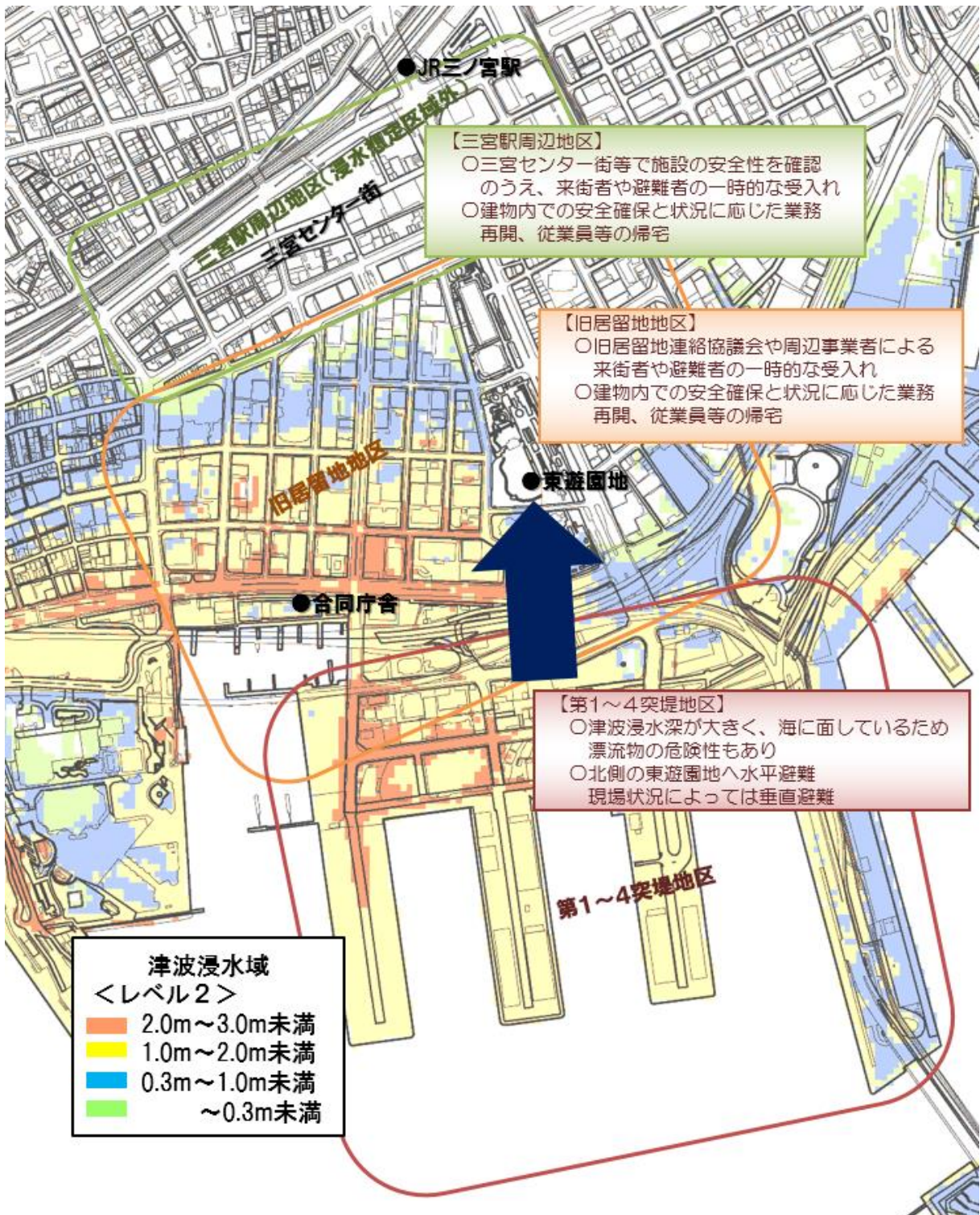
専門学校や塾等の多数の若年層を抱える事業者は、建物の安全性と津波の危険性を確認しながら、従業員も含めて建物内で安全を確保してください。また公共交通機関や、周辺地域の状況を確認しながら、安全に自宅に帰れるような対応をお願いします。

###### 【第1～4突堤地区】

この地区は、津波浸水深が大きい上、海に面しているため漂流物の危険性もあります。津波警報等ができれば、北側の東遊園地へ水平避難を行うことが基本ですが、漂流物が多い場合や、避難距離が長く、避難する時間がない場合は、

近隣の堅牢な建物の3階以上の高さで垂直避難することになります。

このため周辺事業者（施設保有者、施設管理者）は、津波災害時における避難者の受け入れについて協力をお願いいたします。



---

## ② 元町エリア

### 1) 屋外滞留者（買物客、観光客など）

#### 【元町商店街南京町周辺地区】

この地区は、低層の木造建物が点在するとともに細街路が多い地域です。津波警報等が発表された場合、JR以北、さらには山手幹線以北へ水平避難を行うことが基本になります。事業者の方は、それぞれの場所から分かりやすい避難目標地点を設定してください。

#### 【メリケンパーク周辺地区】

この地区は、津波浸水深が大きい上、海に面しているため漂流物の危険性もあります。津波警報等がでれば、JR以北へ水平避難を行うことが基本になります。

しかし、避難距離が長く、避難する時間がない場合は、合同庁舎等建物へ避難し、堅牢な建物の3階以上の高さに垂直避難することになります。

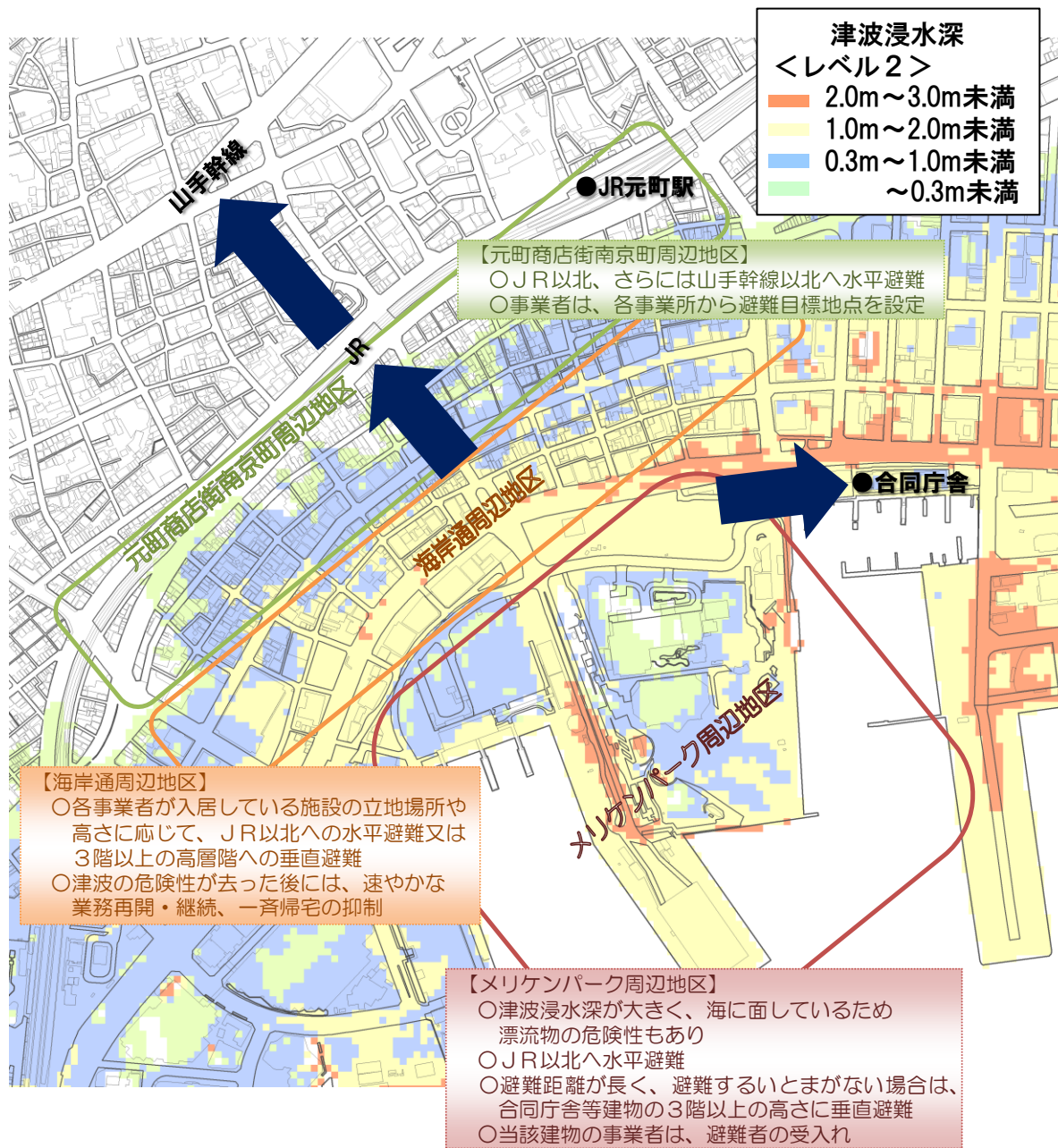
このため、該当する事業者（施設保有者、施設管理者）は、津波災害時における避難者の受入れについて協力をお願いします。

### 2) 屋内滞留者（就業者など）

#### 【海岸通周辺地区】

この地区は、低層・高層建物が混在するとともに津波浸水深が大きい地域です。各事業者が入居している施設の立地場所や高さに応じて、JR以北への水平避難又は堅牢な建物の3階以上の高層階への垂直避難のいずれかを選択してください。

また、津波の危険性が去った後には、速やかな業務再開・継続、一斉帰宅の抑制の協力をお願いします。



---

### ③ 神戸エリア

#### 1) 屋外滞留者（買物客、観光客など）

##### 【ハーバーランド周辺地区】

この地区は、建物敷地における津波浸水深は1 m未満です。また、地域内の建物は高層で堅牢な建物が多い状況である一方で、水平避難をするため、国道2号を横断するには、歩道橋を利用しなければなりません。このため、建物内の垂直避難が基本となります。垂直避難を実現するためには、高層建物の施設保有者、施設管理者の協力が必要になりますので、協力をお願いします。また、津波浸水後は、公共交通機関が停止するなどにより帰宅困難者が多数発生すると考えられますので、帰宅困難者の対策について、市役所等と協力して頂くこともお願いします。

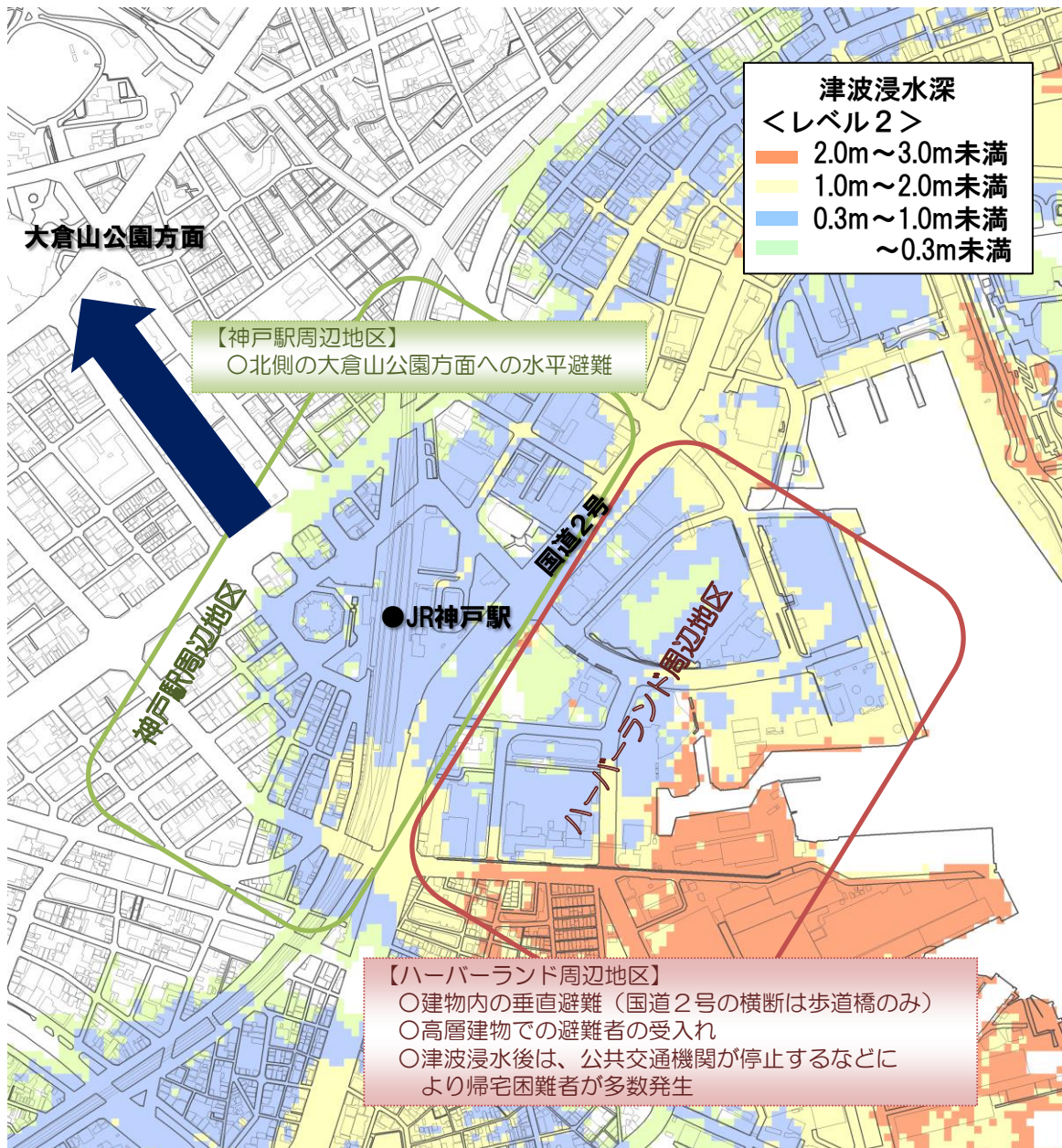
##### 【神戸駅周辺地区】

この地区は、津波浸水深は1 m未満です。建物の種類としては、住宅系と業務系建物が混在しており、また地下街もあります。地下街については、浸水します。これらの地区は北側の大倉山公園方面への水平避難を基本とします。

#### 2) 屋内滞留者（就業者など）

##### 【ハーバーランド周辺地区】

この地区に立地する建物内にいる就業者等については、建物の安全性を確認の上、垂直避難することが基本となります。建物の施設保有者、施設管理者の協力が必要となります。



### （参考）津波火災について

東日本大震災では、津波で被害のあった建物から可燃物質が流出し、津波火災が発生しました。都心部地域には、タンク等の施設はありませんが、駐車場や路上に自動車が比較的多数あるため、自動車のガソリンが流出する危険性があります。施設管理者の方は、周辺地域の津波火災の危険性にも配慮しながら、建物内に避難している従業者や来街者の安全を確保して頂くため、適切な避難誘導をしていただくことが必要になります。

## (2) 避難誘導の必要性の判断

### ① 避難誘導を行う上での基本的な考え方

震度6強程度までの地震では、建築基準法上の新耐震基準に適合している場合には、建築構造等の大きな被害は発生しにくいと言われています。※1、2

施設の管理者は、施設・建物の在館者の避難誘導を実施する上では、パニック防止のため、各施設の状況を踏まえた避難判断基準に基づき、施設外へ避難するか、在館するかを判断します。（一例として、新耐震基準に適合している施設の避難判断例を図10に示します）

ただし、この考え方によらず、実際の被害状況に応じて、防災関係機関から別途避難の指示等があった場合は、速やかに避難誘導を行うこととします。

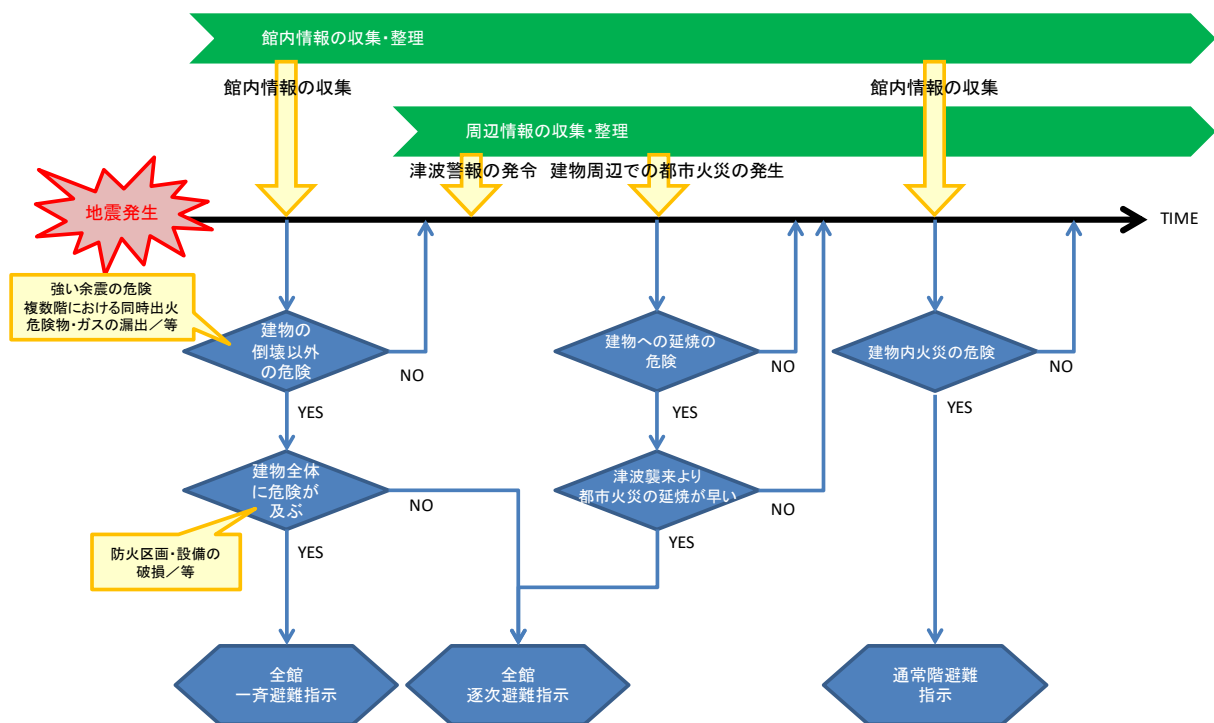


図 10 新耐震基準に適合している施設の避難判断基準例

※ 1 「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインについて」（消防庁資料より）

※ 2 昭和56年以前に建てられた建物の場合、現在の建物の耐震基準ができる前に建てられていますので、強い地震があった場合、建物全体の安全性に問題がある可能性もあります。そのため、まずは建物にいる人の命を守るため、十分な耐震対策を実施してください。



## ② 避難誘導を行う上での留意点

事業者の方が避難誘導を行う上での留意点としては、次のものがあります。

### 《迅速かつ的確な情報提供》

- 避難誘導は、必要に応じ、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる
- 揺れがおさまった後、早期に館内放送を行い、在館者の不安感を除く放送を開始する
- 図 10の判断基準等を参照し、避難するか、在館するかを判断する
- 避難行動を開始するまでは、照明器具や棚等の転倒・落下に注意しながら柱の周りや壁ぎわなど安全な場所で待機する
- （大規模商業施設）避難する場合は、避難者の集中による二次災害を防ぐため、避難者のブロック分けや、避難順に配慮する
- 外国人観光客へ英語等での情報伝達



### 《避難経路、避難スペースの確保》

- 避難口等の防火戸の電気錠を開錠し、避難経路を確保する
- 避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認し、安全な避難経路を選定する
- 複数の出火がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う



### 《施設の安全確保》

- 出火防止のため、燃料のバルブ等を遮断する
- 停止したエレベーターは、安全管理が終了するまで使用を禁止する
- 吊看板や剥がれかかった天井の下に近づかない



また、事業者の業態に応じて、留意点異なります。

表 12 事業者の業態別留意点概要

主体	主な役割
一般事業者	・ 近隣・周辺事業者との共同体制の構築
大規模商業施設	・ 多数の来街者、お客様等への対応の明確化 ・ 待機場所の判断 ・ 夜間等の休館時間帯での対応方針 ・ テナント事業者、委託事業者との連携（※）
ホテル等	・ 施設周辺からの一時的な避難者等への対応 ・ 夜間発災など従業員が少ない時間帯での対応 ・ 宿泊者への在庫の有効活用

※大規模商業施設における事業者の連携の概要は下表の通りです。

主体	主な役割
施設管理者	・ 施設の安全確認・確保、インフラ設備の確保、外部避難者の受入方針の明確化、施設内連絡体制の確保
テナント	・ 従業員、お客の安全確保、入居施設管理者への連絡・連携体制の確立
委託業者	・ 従業員の安全確保、施設・設備の点検

### 【参考資料】

津波避難や地震対策に関する参考資料として、下記のようなものがありますので参考にしてください。

- ◆ 神戸市「くらしの防災ガイド（各区版PDFファイル）」  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou\\_new/pdfkohyo2019.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/pdfkohyo2019.html)
- ◆ 兵庫県「うごく たおれる とぶ おちる+われる（高層ビル室内安全ブック）」  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/shitunai1.html>

## 4 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

来街者の中には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、及び遠方からの買物客を含む観光客等がいます。これらの来街者に対する避難対策には、その他の方と異なる対応が必要になります。

### (1) 避難行動要支援者への対応の基本的な考え方

避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者、要介護認定者、妊産婦・乳幼児などの災害時において自力で迅速な避難を送ることに支障のある方々のことです。

事業者におきましては、従業員の中に該当する方がいる場合、適切な対応ができるような体制を構築しておく必要があります。

施設来街者にこれらの方がいる場合の対応についても、ほかの来街者よりも配慮した安全確保や避難誘導を行う必要があります。

表 13 避難行動要支援者への対応の基本的な考え方

区分	基本的な考え方
障がい者	◎障がい者にも避難誘導等に必要な情報が伝わるよう、音声情報の繰り返し、拡大文字による掲示、文字や絵を組み合わせた情報提供などを行う ◎可能であれば、盲ろう通訳者や手話通訳者等による情報提供を行う ◎避難や一時滞在の方にどれぐらいの要支援者がいるかを把握し、避難等が長時間になる恐れがある場合、近くの福祉避難所への移動を支援する
高齢者 妊産婦	◎来訪される高齢者や妊産婦の方の多くは、基本的には自力で行動できる人だが、重たいものが持てない、おなかが大きくて身動きがとりにくい、精神的動揺により状態が急変するなど避難行動が困難な場合がある ◎状況によっては車いす等の用意、安静スペース（横になれるスペース）、授乳室の確保などが必要になる ◎避難等が長時間になる恐れがある場合、保温用品や食料などを優先的に提供できる工夫が必要である
その他来 街者	◎要支援者を従業員等だけで支援するには不十分になると考えられるため、来街者にも協力いただけるよう呼びかける

### 【参考資料】

- ◆ 神戸市「災害時要援護者支援のガイドライン」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31186/tasukeainomachidukuri.pdf>
- ◆ 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例  
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/30731/youenngosyashienn.pdf>

## (2) 観光客等遠方居住者への対応の基本的な考え方

観光客や遠方からの買物客等は、大規模地震発生時には、地理に不案内であり、公共交通機関が止まると、自宅に帰ることも困難になる人たちです。

地震発生後～津波来襲までは、通常の来街者と同じ行動が良いですが、避難等が長時間になる場合の対応が必要になります。

表 14 観光客等遠方居住者への対応の基本的な考え方

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◎避難等が長時間になる場合は、これらの人たちは帰宅困難者となり、食料、宿泊等の提供の対応が必要になる</li><li>◎帰宅困難者の受け入れが可能な場合は、そのまま受け入れていただき、受け入れが困難な場合は、神戸市や周辺の事業者と連携して、帰宅困難者を受け入れる施設へ移動してもらう</li></ul> |
|---|

## 5 津波警報解除後の一時滞在受入れの考え方

神戸市に津波が来襲するような大規模な地震が発生した場合、津波警報や避難指示が解除した後も公共交通機関は不通状態が続くため、遠方から来た人達は帰宅困難者となります。

帰宅困難者の種類としては、①従業員、②来館者、お客様等の来街者、③施設周辺にいる屋外滞留者の3区分が考えられます。

まずは、①及び②の対策を検討していただき、各事業所で従業員及び来街者の安全確保や一斉帰宅抑制などを実施していただければと思います。

そして、可能な範囲で③の対象者も受け入れていただくようお願いします。

### (1) 津波警報等解除後～1日

津波警報が解除されても、公共交通機関不通の状況が続くと、遠方から来た人は長期に渡り帰宅できない状態になります。神戸市は、一時滞在施設での受入れの対応ができ次第順次、帰宅困難者を受け入れていきますが、各事業者におきましては、津波警報解除後から一晩又は1日程度まで下記内容についてご協力をお願いします。

#### ① 安心・安全な場所の確保

混乱を避けるために一時的に待機できる安全な場所の確保及び避難誘導を実施します。場所においては、トイレ・休憩スペースの提供が必要になります。また、一定時間が経過した場合は物資の提供なども必要になります。

#### ② 一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まないこと

一斉帰宅による混乱を避け、二次災害を発生させないため、一斉帰宅を抑制します。すなわち、津波警報が解除した後も、帰宅可能な人も含めて、帰宅する順序を考慮し、段階を分けて帰宅していただくようにします。

#### ③ 必要な情報を、正確に伝える

一斉帰宅を抑制し、適切な行動をしていただくためにも、公共交通機関の状況や行政の災害対応の状況などを、館内に滞在している人、帰宅困難者に対して正確に情報を提供します。

### (2) 2日以降

2日目以降におきましても状況に応じ、市が一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れるまで、又は公共交通機関の運転が再開するまでの間、引きつづき、ご協力をお願いします。

---

## 【参考資料】

- ◆ 神戸市の帰宅困難者対策への取り組み

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46152/bosai/prevention/preparation/kitakukonnan.html>

## 6 地域の住民・事業者等との協働の考え方

大規模災害時や津波来襲時は、個々の事業者や住民での対応ではなく、地域が連携してお互いに助け合いながら対応していくことが必要です。

このため、日ごろから地域や事業者等が協働で対応策を習熟しておくことが必要です。

### 【住民や事業者等の協働による取組の例】

- まち歩き（タウンウォッチング）＋避難場所、避難経路の確認
- 合同津波避難訓練
- 夜間避難訓練
- 情報連絡体制の確立・確認

## 7 定期的な検証と修正

津波避難計画策定後も、計画内容について、最低年1回は見直しを行い、状況に応じた修正を続けてください。

避難計画をもとにした訓練を企画・実施していただくことが、計画の内容を検証するのに最も有効な方法です。訓練により判明した問題点や改善点を整理し、それを避難計画に反映して行くということが重要になります。

### ① 施設管理者の教育

- 施設管理者の普段からの教育・自己啓発等について記載する。
- 防災講演等への定期的な参加を明確化し記載する。
- 消防訓練には必ず参加することを明確化し記載する。
- 防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等と定期的な情報交換を行うことを明確化し記載する。

### ② 防火・防災管理者等の教育

- 防火・防災管理者の普段からの教育・自己啓発について記載する。
- 防火・防災管理講習・再講習の受講について記載する。
- 防火・防災に関する講習会等に定期的に参加することを明確化し記載する。

### ③ 自衛消防組織の構成員の教育

- 自衛消防組織の統括管理者について、有資格者であること（自衛消防業務新規講習・再講習の受講等）について記載する。
- 自衛消防組織の構成員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織を統括する者に対する講習受講等について記載する。
- 市町村等が実施する自衛消防業務に関する講習を受講させる内部組織を統括する者を明確化する。
- その他自衛消防組織の構成員の技術取得・維持のための訓練等について記載する。
- 応急手当講習に積極的に参加し、当該講習修了者名を記載する。

### ④ 従業員の教育

- 教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。
- 従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。
- パートタイム従業者等の教育体制について記載する。
- 防火・防災に関する啓発用資料を作成し配布することを記載する。
- 従業員の自己決定力を向上することを記載する。



## Ⅳ 事業所における津波避難計画作成（例）

近い将来発生すると言われている、南海トラフ地震を想定した、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で、神戸市が地震防災対策推進地域に指定されました。

本作成例は、消防法等により、消防計画、予防規程及び防災規程に、津波対策等を定めることとなる事業者等のうち、本指針を踏まえて作成する場合の避難計画の一例です。

### （１） 初動体制

津波対策隊長	自衛消防隊長と兼ねる
情報収集連絡班	自衛消防隊の〇〇〇〇担当が当該任務にあたる
避難誘導班	自衛消防隊の〇〇〇〇担当が当該任務にあたる
浸水対策班	自衛消防隊の〇〇〇〇担当が当該任務にあたる
安全救護班	自衛消防隊の〇〇〇〇担当が当該任務にあたる

### （２） 避難場所

津波が来襲する恐れがある場合、垂直避難を基本とします。

- 津波浸水想定地域外である下記の場所を避難先とする。  
（ 〇〇公園 ）
- 建物内の安全性が確認できる場合は、建物（原則として、耐震安全性【1981年施行：新耐震設計基準】が確認されているRC・SRC構造）の3階以上に留まる。

### （３） 隊長及び各班の任務

#### ① 隊長の任務

任務	点検
○津波対策隊の活動に関する一切の権限を持つ	
○各班長に必要な指示を行う	

#### ② 情報収集連絡班の任務

任務	点検
○地震情報、津波警報、緊急地震即報等を収集し隊長に報告	
○市役所や関係事業者との連絡手段を確保	
○津波警報は続報が複数回発表されるため継続的に確認（大津波警報（特別警報）がでると避難指示が市から発表）	
○避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合、従業員や来街者に対する避難に関する指示や情報伝達を次のとおり実施 ・非常放送設備又は館内一斉放送を使用し全館に放送	

・津波到達までの時間を明確に放送（パニック防止に配慮）	
・各階情報収集連絡班は拡声器を用い情報伝達、指示	
○伝達する内容は、おおむね次のとおり	
・地震の規模、津波に関する情報	
・避難場所及び避難ルート（特に垂直避難をする場合は屋外への避難を抑制）	
・パニックの防止	

### ③ 避難誘導班の任務

任務	点検
○施設の被害状況や津波到達までの時間、来街者等の混雑状況などを勘案し、水平避難が可能か、垂直避難を行うべきか隊長に報告	
○◆◆室に保管している避難経路図、拡声器、懐中電灯、非常用食料、ヘルメット、救急措置用品を確認、確保	
○避難経路等の安全確認（⇒施設の安全点検チェックリストの②を参考）	
○各階の見やすいところに、避難経路図を掲示	
・垂直避難の際には階段を使用し、エレベーターは使用しない	
・隣接建物で垂直避難する場合は当該建物管理者の指示に従うことを伝達	
・水平避難が可能な場合は、避難場所のほか避難目標となるランドマークを明示	
○隊長が避難の開始を指示	
○避難時には、一旦避難者を○○○○に集合させ、各階の避難人員数を確認し、避難完了後に再確認のうえ結果を隊長に報告	
○避難誘導の際には、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指示（混乱の発生防止）	
○建物外の来街者の一時受入れ	

### ④ 浸水対策班の任務

任務	点検
○津波到達時に水没する可能性のある室をあらかじめ把握しておき、避難誘導班と協力し、当該室の避難誘導を最優先で実施	
○上記の室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、立入禁止措置	
○止水板、土嚢等を用い建物地下室及び電気室等への浸水防止を実施	
○建物内へ浸水した場合の対策（感電防止等）を実施	

### ⑤ 安全救護班の任務

任務	点検
○施設全体の安全点検を実施（⇒施設の安全点検チェックリストの①）	

を参考)	
○負傷者等が発生した場合、救護所を〇〇〇〇に設置	
○負傷者は救護車で保護、措置	
○逃げ遅れ者がいないことを確認	
○避難行動要支援者に対する避難補助を、従業員や来街者の協力を得ながら実施	
○避難時の二次災害防止のための措置（つますき防止等）を実施	
○出火防止措置（ガス遮断等）を実施	
○避難指示等が解除しても一斉帰宅を抑制	
○避難が長時間に及ぶ場合、帰宅困難者に物資や毛布の提供など必要な措置を実施	

#### (4) 施設の安全点検のためのチェックリスト (例)

点検項目	点検内容	判定	該当する場合の対処
①施設全体			
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。	<b>建物を退去</b>
		傾いているように感じる。	要注意
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。	<b>建物を退去</b>
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	要注意
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。	<b>建物を退去</b>
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	要注意
②施設内部（居室・通路等）			
1	床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。	<b>立入禁止</b> 要注意
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。	要注意
		天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	<b>立入禁止</b> 要注意
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。	<b>立入禁止</b>
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	点検継続
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。	要注意
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。	要注意
		窓が割れている、又はひびがある。	要注意
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。	要注意
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。	要注意
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。	要注意
		書類等が散乱している。	要注意

(資料) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」を参考に作成

## V 神戸市の津波避難対策

### 1 事前対策

神戸市都心部では、観光客など地理に不案内な方も多く、来街者向けの取り組みが重要です。

そこで、神戸市では、安全で迅速な津波避難行動につながる情報提供・啓発に向けた取り組みを進めています。

#### 「津波避難情報板」等の設置

浸水想定地域等を表示した地図、津波避難行動の情報（情報収集やより早くより高い所へという避難行動等）等を掲載した看板「津波避難情報板」7か所を新設するとともに、既存の道案内の地図「まちかど案内サイン」56か所に海拔情報を付加し、津波避難についての啓発を進めています。

特に三宮、元町、神戸の人通りの多い3か所については、鳥瞰図絵師の青山大介氏の作品を大きく掲載し、神戸都心部の都市構造、つまり建物の密集度合いや避難する道路の状況などを俯瞰的に見て感覚的に把握していただけるとともに、市役所1号館など高い建物が目印になり、津波避難行動をイメージしやすく、迅速な避難行動につながるものと考えています。



図 11 津波避難情報板

## 2 地震・津波発生後の対策

神戸市では、地震の発生時には、都心部の津波避難対策として以下のような対応を行うことを想定しています。（発災2～4日後まで）

### （1） 災害情報の収集・伝達

津波到達時間等の情報収集を行い、広く市民の方にも関連する情報をお伝えします。

### （2） 避難の呼びかけ及び勧告等

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかけます。

### （3） 施設の緊急点検・巡視

特に防災活動の拠点となる公共施設や避難場所に指定されている施設等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握を行います。  
把握した情報に基づき、収容避難所の開設の準備をします。

### （4） 一時避難情報の確認

民間の施設も含めて、市民の方の避難状況に関する情報の収集を行います。

### （5） 災害情報等の収集と提供

公共交通機関を含む都心部周辺地域の被災状況に関する情報を収集し、収集した情報を避難されている方へ御伝えします。

### （6） 物資等の調達

市民の方の避難状況に応じて、必要な緊急支援物資の調達や人材の派遣などを行います。

### （7） 避難所の開設・運営

必要に応じて、避難所を開設し、その運営を行います。

《改訂経緯》

時期	改訂内容
平成26年12月	神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針 第一版 策定
令和4年11月	神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針 第二版 策定 ・「神戸市津波防災ウェブサービス ココクル？」廃止に伴う 図及び文章の修正 ・ウォーターフロントエリア再開発に伴う避難方法の修正